

西東京市選挙管理委員会告示第 44 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 5 項により適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 により適用される同施行令第 24 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 8 年 1 月 27 日

西東京市選挙管理委員会